

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（案）

令和 4 年 2 月 3 日
質保証システム部会
作業チーム座長
吉岡 知哉

中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（以下、「部会」という。）では、第 10 期より大学教育等の質保証システムの改善・充実について議論を重ねてきた。今般、部会の下に作業チームを設置して、専門的・技術的な事項について調査審議を行い、質保証システムの改善・充実案を作成することになった。作業チームでは、これまでの部会の議論も踏まえ集中的に議論を行い、以下のとおり整理した。

はじめに

（現行の質保証システムに至る経緯）

我が国の大学の質保証については、まず、大学としての必要最低限の量的・質的構成要素を定める「大学設置基準」が存在する。そして、大学を設置する際には、大学設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について設置計画履行状況等調査（AC）を含む「設置認可審査制度」により最低基準の担保が行われている。さらに大学設置後も、認可を受け設置された各大学は、設置認可の際に最低限遵守すべき事項に加え、実際に大学が教育研究活動を行っていく中で、大学が自主的に点検評価を続け、自ら設定している使命や目的を達成しているか、また、学修者や社会が期待する教育研究の成果が認められるかを自ら示すことが求められており、学校教育法施行規則等に基づく「情報公表」及び大学による自己点検・評価を踏まえた第三者評価である「認証評価」の受審が義務付けられている。これら「大学設置基準」「設置認可制度」「認証評価制度」「情報公表」が我が国の公的な質保証システムを構成する主たる要素となっている。

これらの質保証システムの具体的な改善・充実について検討するに当たり、これまでの制度的な経緯について簡単に確認をすると、平成 15 年までは、大学設置基準等の関係法令等に基づく設置認可審査による事前規制型であった。これは我が国の高等教育の整備に際して、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきたと評することができる。その

後、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する政府全体の規制改革の流れも踏まえつつ、平成15年より、認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可制度の弾力化がなされ、合わせて平成16年度より第三者評価である認証評価制度が導入された。その結果、現在の我が国の質保証システムは、大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計されている。

(質保証システムの現状と課題)

データを踏まえてみていくと^{1・2・3}、現行のシステムについては事前規制を弾力化することで高等教育機関全体の新陳代謝を促しつつ、質の低下が懸念される場合には大学等の自主的・自律的な改善を促すことによって質を保証する仕組みとして、一定程度機能していると評することができるだろう。

一方で、大学設置基準について、より客観性のある分かりやすい基準とするべきという指摘や、設置認可審査についても客観性のある分かりやすい基準をもとに審査を行うとともに、設置認可審査や設置計画履行状況等調査（AC）における指摘事項の根拠をより分かりやすく示し、透明性を向上させる必要があるという意見、認証評価について評価結果が不適合となった場合の対応を厳格化すべきといった指摘もある。

また、学修者本位の観点からも、授業外学習が十分ではないという指摘⁴や、3つのポリシー（入学者受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・学位授与の方針）に基づく教育の実質化を進める必要があるとの指摘、学

¹ 平成15年の大学設置認可制度の弾力化以降、大学・短期大学を合わせた数は減少（平成15年度 1,217校→令和2年度 1,118校）しており、その大きな要因は短期大学の減少となっている（平成15年度 525校→令和2年度 323校）。4年制大学について、全体として増加している傾向（国立大：平成15年度 100校→令和2年度 86校 私立大学：平成15年度 526校→令和2年度 615校 公立大学：平成15年度 76校→令和2年度 94校）にある。また、届出制の導入後、大学・短期大学の設置総件数は増加（平成15年 277件→平成16年 473件 平成19年 353件→令和3年 143件）したが、平成19(2007)年度以降は減少傾向にある。設置計画履行状況等調査（AC）については、毎年の調査において百件を超える意見を付しているが、定員の充足状況や教員組織の年齢構成に関するものを除き、設置認可時の意見についてはほぼ完成年度までに対応されており、これまで全ての大学等が同調査の対応を終えてきている（令和2年度に意見が付されたのは100校で139件）。

² 認証評価については、制度導入当初から存在する大学が、7年に一度の評価の3回目を受審する第3サイクルから内部質保証が重視されるとともに、令和2年度からは大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務化され「保留」の評価はなされない形に改められた。合わせて不適合となった大学については文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとされ、万一法令違反などが見つかった場合には、学校教育法等に基づき段階的な対応を取ることとなっている。不適合となった大学は毎年数校程度であり、これまで累計で32大学が不適合（32大学のうち3大学は廃止。15大学は不適合後に受審した評価において適合。残りの14大学については直近の評価結果が不適合であり、次回の受審の際に適合認定を得ることが期待されている）となっている。これら32大学のうち平成15年の認証評価制度化以降に設置され、大学新設後1回目の認証評価で不適合になったものは5校となっている。

³ 私立大学の定員充足状況は定員管理の厳格化や文部科学省による学校法人に対する経営指導の充実化によって大幅に改善している（入学定員充足率80%以上の大学の割合 平成19年度 77.5%→令和3年度 85.8%）

⁴ 令和元年度「全国学生調査（試行調査）」では1週間の学生生活時間のうち、授業に関する予習・復習に充てられる時間が5時間以下の者が6割を超えており、この傾向は特に人文社会科学系の学生で顕著となっている

修者や教育者が学修成果や教育成果を明確に把握できるように可視化することで透明性を向上させる必要があるとの指摘がある⁵。

近年は、グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化が進み、MOOC等を含めたオンライン環境を活用した教育研究の急速な拡大などに見られるように大学を取り巻く環境も急速に変化してきた。社会全体が大きく変動する中、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、質保証システムとして最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかという指摘⁶もなされている。

(新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展)

特に、新型コロナウイルスの感染拡大は、キャンパスを中心とする学生生活の制限や遠隔授業の急速な普及など、大学の日常を大きく変えることとなつた。緊急事態宣言下の令和2年5月時点では約9割の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）が全面的に遠隔授業を実施する状況にあつたが、令和3年度の後期授業の実施方針についても、ほぼ全ての大学等で面接授業が実施される一方、6割を超える大学等で面接授業と遠隔授業を併用予定であると回答されている。平成30年度に遠隔授業を実施する大学等が28%であったことを考えると、新型コロナウイルス感染拡大下の学修機会の確保の必要性を契機として、大学における遠隔教育が急速に普及・進展していると評することができる。

ICTを生かした遠隔教育の最大の利点は、地理的、空間的、時間的制約からの解放である。令和3年に文部科学省が実施した調査⁷では、学生にとっての遠隔教育のメリットとして、自分のペースで学修することができること、自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないと、友人と授業が受けられないこと、身体的な疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。

5 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が約45%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約58%にそれぞれとどまっている。学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約54%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約52%にとどまっている。

6 教育再生実行会議第12次提言（令和3年6月）や規制改革推進会議答申（令和3年6月）、（一社）日本経済団体連合会と国公私立大学のトップから成る「採用と大学の未来に関する産学協議会」（令和3年4月）や、（一社）私立大学連盟等（令和3年7月）からもニューノーマルにおける大学教育の在り方について提言が行われている。

7 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査（令和3年5月25日）

実際、海外の大学ではオンライン環境を活用した教育プログラムを提供することで優秀な留学生を獲得しようという動きも見られ、世界的な人材獲得競争が激しさを増す中、我が国においても、遠隔教育等が切り拓く可能性を生かした新しい高等教育の姿を構築していくことが求められている。

その際、学修者本位の視点に立ち、面接と遠隔の双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要である。また、大学は単に知識・技能を修得するためだけの場ではなく、全人格的な教育の場である。教員と学生との間での質問等の相互のやり取りや授業内外での学生同士の会話や議論を通じた知識の拡大や考え方の深化の機会も重要であり、大学における全ての経験がオンライン環境で代替し得るものではないことにも留意が必要である。

遠隔教育の取組はまだ試行錯誤をしながら改善を図っていく段階にある。学修者本位の観点から遠隔教育の取組を充実させていくためには、安全で快適な通信環境の整備や技術的な支援体制の構築も重要となる。また各大学のカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーに遠隔教育が適切に位置づけられ、面接授業と遠隔授業の双方の良さを生かした教育が提供されることが求められる。このことを踏まえれば、今後、大学における先進的・先導的な取組が積極的に行われ、その実践の検証や評価を通じて、遠隔教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものか、遠隔教育を効果的に行う上でどのような指導体制の整備、サポートスタッフの配置が必要となるのかなどについて、知見を蓄積していくことが求められているといえよう。

これらの現状と課題意識を踏まえ、大学設置基準をはじめとする質保証システムについて、時代の変化に対応しつつ将来を見据えて充実させるべく議論を進めてきた。

1. 質保証システムで保証すべき「質」について

(質保証の前提となる「大学の在り方」)

大学教育においてどのような質を保証するべきか議論を行うに当たっては、その前提となる「大学の在り方」について意識する必要がある。

平成 30 年の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(以下「グランドデザイン答申」という。) では、「保証すべき高等教育の質」として「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、「学修の成果が出ているのか」、「大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」といったことが重要な要素として列記されている。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階や認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素である。換言するに、「学修者を中心に据えた教育の在り方」と「多様な大学の在り方」を具体化し、対外的に示していくことの重要性が指摘されたものと言えよう。

併せて、従来の常識や方法がそのままでは通用しない予測困難な時代にあっては、多様な価値観を持つ人々が協働して社会と世界に貢献していくことが必要であり、高等教育の場はそのための知の共通基盤として「多様な学生が学ぶキャンパス」であることが求められる。そのためには魅力的な高等教育を提供とともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内のみならず海外でも認知されることが重要である。

これらに加えて、今般の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学生の学びを止めないために各大学の創意工夫の下、遠隔教育をはじめ、従来の枠組みに捉われない様々な取組が進められた。その結果、遠隔授業と面接授業それぞれの長所と可能性、問題点と課題等、新たな知見や気付きが浮かび上がってきており、今後の大学の在り方の検討においては、時間的・空間的な制約を超え、学内外の様々な資源を活用してどのように学修の効果を最大化させていくのか、という観点からも検討が必要となることが明らかとなった。同様に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大が、困難な状況下においても学生の学びを保証する観点から、大学としての活動をどのように継続していくかという「大学のレジリエンス」という点でも大きな教訓をもたらしたことも踏まえる必要がある。

本部会において質保証システムの在り方を検討においては、こうした「グランドデザイン答申」で指摘されていた大学の在り方と、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて表出した新たな大学の在り方をめぐる諸課題を

踏まえつつ議論を重ねてきた。

(保証すべき「質」とは何か)

質保証システムで保証すべき「質」とは何か、それは、大学が「教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」

(学校教育法第 83 条第 2 項) ことを目的としていることから考えると、「教育研究の質」であり、社会の発展に寄与するために如何にその成果を提供することができているかということになる⁸。

「教育研究の質」に関して、「教育の質」については過去の中央教育審議会大学分科会の議論⁹では「学生の学びの質と水準」であるとされている。「学生の学びの質と水準」を如何に確認するのかという観点からすると、それは、学生が学びたいことを学ぶことができる条件・環境が整っているか、実際に学生が何を学び、如何に成長できたのかという意味で各大学において確認されるものであり、学修者本位¹⁰の質保証を考える上で重要な前提となる。学修者の立場からしてみれば、「学修の質」と表現することも可能であり、「教育の質」を論じる際には同時に「学修の質」も取り扱う必要があることを意識せねばならない。

国の質保証システムで、「教育の質」を保証する上で確認・評価することが適切かつ現実的なものとしては、大学が自らの教育理念・目標を踏まえ、策定・公表する 3 つのポリシーに基づき、そこにおける学修目標の達成に学生を導くべく、必要な教育環境・教育体制を十全に整えているか、実際の学修成果の状況や学生の声、ステークホルダーからの要請等を踏まえて大学自らが点検・評価し、課題を抽出し、自律的に教育課程や指導方法を改善していく仕組み(内部質保証)を整えているか、実際にその仕組みが機能しているのか等が実際に取り扱われている。

一方で「研究の質」については、これまであまり論じられてこなかった。だが、高度で専門的かつ実践的な学びを提供していくためには、大学は常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動である研究を展開し続ける必要

⁸ 「大学の質保証に係る新たなシステムの構築について（答申）」（平成 14(2002)年 8 月中央教育審議会答申）においても「大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築すること」が求められている。

⁹ 「中長期的な大学教育の在り方に関する第 1 次報告—大学教育の構造転換に向けて」（平成 21 年 6 月 大学分科会）や「中長期的な大学教育の在り方に関する第 4 次報告」（平成 22 年(2010) 6 月 大学分科会）

¹⁰ 「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成 30(2018)年 11 月）においても「保証すべき高等教育の質とは何か、…（略）…一概に言うことはできないが、何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか、学んでいる学生は成長しているのか、学修の成果が出ているのか、大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるかといったことは、重要な要素となる」と指摘されている

がある。教育と研究を両輪とする大学の在り方¹¹を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われていることについて、**例えば設置認可審査や認証評価などの質保証システムにおいて一定程度確認していくことも検討すべきではないかと思われる。**

(教育の質・学修の質を保証する上で必要なこと)

「教育の質」、「学修の質」を保証するためには、学修目標の達成に至るプロセスを担保することが重要であることは先述のとおりである。

日本の質保証システムにおいては事前規制である設置認可審査において設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について審査し、文部科学大臣が認可をする仕組みとなっている。

その上で、設置認可審査における確認のみでは、教育の質が実際に保たれていることとはならないことから、情報公表や認証評価といった諸制度が、認可を受けて活動している大学の質保証を行う機能を担っている。設置認可の際に最低限遵守すべき事項に加え、実際に大学が教育研究活動を行っていく中で、大学が自主的に点検評価を続け、自ら設定している使命や目的を達成しているか、また、学修者や社会が期待する学修成果が認められるかを自ら示すことができて、はじめて教育の質が保証されていると言える。そうした活動が全ての大学で行われていくことで、個々の大学ひいては我が国の高等教育機関における教育研究の質が全体として保証され高められていくことに繋がる。

このために必要となるのが、平成29年度から一体的な策定・公表が義務付けられた3つのポリシーであり、また、大学の内部質保証の取組である。3つのポリシーは、大学における教育の質を保証していく上で核となるものである。各大学が教育研究の特性を踏まえ、一貫性・整合性あるものとして定めるとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること、様々なステークホルダーが十分に理解できるような内容として表現することが求められる。とりわけ、大学の構成員である教員、職員、学生にしっかりと理解されていることが重要である。

また、教学マネジメントが適切に行われており、学生が入学時から実際に3つのポリシーに沿ったカリキュラムで学ぶことができるよう設計されていることが必要である。その際、学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための自己点検・評価の仕組みが学位プログラム単位で整備されており、学生や社会の声を反映しつつ不断の見直しが行われていることが重要である。

¹¹ 令和3年2月9日 中央教育審議会大学分科会審議まとめ

2. 改善・充実の方向性

(検討の方針)

本部会は、平成30年の「グランドデザイン答申」に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置された。「グランドデザイン答申」で議論された事柄を足場としつつ、「学修者本位の教育の実現」をはじめとする考え方を質保証システムへと反映させることができがミッションであり、設置基準、設置認可審査、設置計画履行状況等調査（AC）、認証評価、情報公表といった仕組みのそれぞれと全体において、「グランドデザイン答申」の方向性に沿っているかを検証し、必要な場合には見直しを行うことを使命としている。

また、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、こうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得られること、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となる。すなわち「社会に開かれた質保証」の重要性である。

こうした観点から、本部会における審議は、「学修者本位の大学教育の実現」及び「社会に開かれた質保証の実現」を、検討の方針として、議論を行ってきた。

(具体的に制度を改善・充実していくための視座)

これらの検討方針の下で質保証システムを構成する個別の制度の改善・充実を具体的に検討していくに当たり次の4つの視座を設定した。

第一に「客觀性の確保」である。「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性があることが必要である。また質保証システムの中で、各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その許容される範囲や制限される事項等の仕組み自体が客觀的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客觀性のある質保証システムであることが求められる。例えば、大学設置基準を今の時代に合ったより客觀性のある分かりやすい基準とし、その基準に基づき、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る必要があろう。

第二に「透明性の向上」である。学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、大学内部の必要な情報が適切に外部にも公開され、学修者や社会

が当該情報にアクセス可能になっていることが必要である。また大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。例えば、不適合や指摘事項の根拠の明示等により、認証評価や設置認可審査の透明性を向上させることや、情報公表の徹底・一覧化によって透明性を向上させる必要があろう。

第三に「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」である。社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先進的・先導的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、設置基準の見直しや設置認可審査における審査体制の柔軟化が必要であろう。

第四に「厳格性の担保」である。学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、大学等が果たすべき義務や、求められた基準を満たさなかった場合の取扱い等に関する厳格性が担保されていることも求められる。例えば、情報公表・認証評価の評価結果に基づく対応の厳格化が必要であろう。

なお、質保証システム全体を考える上で、最低限の質を保証するという意味での厳格性の要請と、大学における先進的・先導的な取組を可能とする柔軟性の向上は、時にトレードオフの関係となることにも留意が必要である。

また、質保証システムは事前規制から事後チェックまでを含む複合的なシステムであることから、全体のバランスについて留意しつつ、一部のシステムに過重な負担がかかることがないよう留意することが必要である。

また、大学における教育研究の質保証は、国や大学関係者の取組のみで完結するものではなく、社会とりわけ地域社会や産業界、高等教育をめぐる国際的な動向等との関わり合いの中でも規定されていくものであることを踏まえ、質保証それぞれの仕組みに加え、社会との相互作用の中で営まれるエコシステムとして質保証システムを捉えていく視点も重要となる。

これらの点に留意しつつ、将来を見据えながら効果的かつ効率的な質保証システムの改善・充実を行っていくことが重要である。

2つの検討方針

- ①学修者本位の大学教育の実現 ←「グランドデザイン答申」
- ②社会に開かれた質保証の実現 ←第10期における部会の議論

4つの視座

- ①客観性の確保
- ②透明性の向上
- ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）
- ④厳格性の担保

3. 各質保証システムの改善・充実

(1) 大学設置基準・設置認可審査

(大学設置基準・設置認可審査の性質)

大学設置基準は、大学としての必要最低限の量的・質的構成要素を具備しているかを確認するための基準として定められている（大学設置基準第1条第2項）。現行の我が国の質保証システムは、前述のとおり事前規制型の長所と事後チェック型の長所を併せ持つように設計されており、大学設置基準を満たしたからといって大学として望ましい水準に達しているとは必ずしも言えない。自己点検・評価をはじめとする内部質保証や情報公表、認証評価等の事後チェックも含めた質保証システム全体を通じて大学自らが不斷に質的改善を図っていく必要があり、その上で、大学設置基準は、まさに最低限の質保証を図るものとして重要な役割を果たしている。

また、設置認可審査においては、基本的には、大学設置基準等の関係法令を大学としての実体を伴うための最低基準かつ、質保証の前提条件となるものとした上で、大学設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について審査し、文部科学大臣が認可をする仕組みとなっている。

これまでの設置認可審査においては大別すると「設置計画についての審査」と「教員審査」の2つの観点で審査が行われている。「設置計画についての審査」では、①設置の趣旨・目的が学校教育法上の大学の目的に適合しているか、②必要な教育課程が体系的に編成されているか、③必要な教育研究組織並びに必要な教員が置かれているか、④その他、名称が大学等として適當であるか、必要な施設設備等を有しているか等について確認が行われている。また「教員審査」として、当該計画上の教員について、研究等の業績を有するとともに教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者であるか否かが確認されることになる。

こうした観点も踏まえつつ、大学設置基準の規定の見直しに当たっては、各規定が最低限の質保証を担保する上で果たしている役割や与える影響、また、高等教育の質保証システム全体のバランスも考慮しながら検討を進める必要がある。

(大学設置基準・設置認可審査の見直しの背景)

一方で、「はじめに」で指摘したように、近年、大学を取り巻く環境が急速に変化するとともに、新型コロナウィルス感染症の拡大により、キャンパスを

中心とする大学の日常が大きく変化した。

社会全体が大きく変動する中、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく際に、現行の質保証システムが何らか制約になっている面があるのではないか、新たな取組を生み出していく上で、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないか、という指摘がある。

また、昨今、大学教育における質保証を図るための大学運営の在り方を示すものとして大学分科会が取りまとめた「教学マネジメント指針」等においても学位を与える課程である「学位プログラム」の重要性が指摘されている。「学位プログラム」は、かつては学生・教員が同じ組織に属し、教育研究活動を一体として行う学部・学科等と一対一対応する形で実施されていたが、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる今日では、教員組織と教育組織を別組織とするいわゆる「教教分離」を導入し、プログラム単位で担当する教員や事務職員を確保し教育体制を整備するなど、必ずしも教員が所属する組織と一対一対応しない「学位プログラム」を実施する大学も存在している。

現在の設置認可制度は、新たに授与する学位分野と教育課程等との関連性や、その教育課程を実施するために必要な教育資源が整っているかを確認している。すなわち、教育課程はどのような授業科目で構成されているか、それらの授業科目は適切な能力を持った教員が担当しているか等を確認した上で、分野限定で学位授与権を付与する仕組みとなっており、教員の所属組織と一対一対応しないケースも含め、既に「学位プログラム」毎の質保証が行われる形となっている。しかしながら、大学教育の質保証の単位が学位プログラムであること、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを大学に対しても社会に対しても更にわかりやすく明確にすべきでないかという指摘がある¹²。このように教育課程の在り方、考え方が柔軟化するのと同時に、教員の在り方、図書・資料等の確保の仕方、授業運営の方法、授業実施に伴い確保すべき施設設備・教育環境等についても近年の状況の変化や新たな制度の創設等に対応し、規定を見直す必要が指摘されている。

これらの指摘も踏まえ、大学設置基準については、①時代の変化に対応しつ

¹² 我が国においては、大学等における様々な学習機会の提供の促進を図る観点から、大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された総時間数 60 時間以上の体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムに対して履修証明書（certificate）を交付する仕組みも存在する。また、諸外国では 1 単位に満たないものも含む小さな学習モジュールに対して履修証明を与えるマイクロクレデンシャルの取組や、学修履歴証明をデジタル化して国際的な学生の流動化を促進するような動きが盛んになっており、こうした国際的な動向も踏まえた質保証の在り方についても留意が必要である。

つ将来を見据えた設置基準全体の見直しを行うとともに、②共通となる最低基準性を担保しつつ大学教育の多様性・先導性を向上させていくような見直しが求められている。

(大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性)

これを踏まえ大学設置基準等については以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 大学教育の質保証の単位である学位プログラムは3つのポリシーに基づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。<通知等>
- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理念上明確にする。<通知等>

【客観性の確保】

- 「学位プログラム」は組織的に、教員・事務職員等が連携して実施していくことが重要であり、現在は設置基準の様々な箇所に分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理する。<設置基準改正>
- クロスアポイントメント等多様な働き方が広がっていることも踏まると「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の在り方についてその定義等を見直す。<設置基準改正>

【「専任教員」の見直しのイメージ】

- ・「専任教員」の概念を「基幹教員」(仮称)と改め、その定義を教育課程の編成等に責任を担う者であって、常勤の教員や一定以上の授業科目を担当する教員とし、設置基準上最低限必要な教員の教員数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する教員については一定の範囲まで認めるということは考えられるか。(例 半数まで、1/4程度)

(参考) 現在、専門職大学において年間6単位以上の授業を担当し、かつ、教育課程の編成等について責任を担う者は「みなし専任教員」として算定することが可能(専門職大学院の場合は年間4単位以上)

- 電子的な学術情報の重要性が増していることに鑑み、「図書」や「雑誌」

- 等の表現については「教育研究に必要な資源」とするなど電子化やＩＴ化を踏まえた規定に再整理する。<設置基準改正>
- 「空地」については、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理する。<設置基準改正>
 - 教員だけではなく、TA（ティーチング・アシスタント）やSA（スクューデント・アシスタント）などの教育補助者も授業に参画できるよう、大学設置基準上、教育を補助する者について明示的に規定する。<設置基準改正>
 - 物理的な教材（書籍、CD-ROM等）や放送授業を前提としている大学通信教育設置基準の現在の規定ぶりについて、クラウドでの教材提供やオンラインデマンドでの映像教材配信など、デジタル時代に対応する観点で、一定の見直しを行う。<設置基準改正>
 - 大学における実務家教員の定義の明確化を図る観点から、専門職大学で示している例も参考に、設置認可の教員審査においての業績の考え方についてより具体的に周知する。<通知等>
 - 大学・専門職大学の名称については、申請者側・審査側の負担軽減や審査の明確化を図るため、設置認可審査においては設置基準上、原則、申請者の広い裁量が認められるものであることを踏まえた適切な審査を求めつつ、申請者に対しては大学・専門職大学の名称に教育研究の内容が含まれている場合、大学が行う教育研究の内容を適切に表現したものとするように周知する。<通知等>

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- クロスアポイントメント等多様な働き方が広がっていることも踏まえると「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の在り方についてその定義等を見直す。<設置基準改正>（再掲）
- 柔軟な教育課程編成を可能とするため、国際通用性の観点等を踏まえつつ、「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化など単位制度の柔軟な運用を可能とするよう見直しを行う。<設置基準改正>
- 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。<設置基準改正>

【大学設置基準の特例制度のイメージ】

- ・対象：設置計画履行状況等調査（A C）を経た後、認証評価を受審して「適合」認定を受けている大学から申請を受け付ける。

- ・要件：機関として内部質保証の体制が十分に機能していること、「教学マネジメント指針」に掲げられた情報公表事項を積極的に公表していること、申請計画の特例の対象となる学位プログラムに先導性があり、一定の質担保の方策が講じられていること等を要件として、有識者会議等において確認することとする。
- ・内容：学部学科等の教育研究の充実を図り、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準に拠らない取組を認めるとともに、当該取組の効果検証を行い各種データの公表・報告を求める。
- ・特例事項：例えば、遠隔授業による修得単位上限（60 単位）、単位互換上限（60 単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられる。
- ・留意事項：▶大学の申請が要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるような、意欲ある大学が活用しやすい仕組みとすることが必要。
 - ▶特例措置の効果を検証するためにも特例を認める期間を定めることも検討。
 - ▶問題が生じた際の特例取消し等についても措置。

○学長室、会議室、学生自習室、学生控室等の校舎等施設については、多面的な使用等も想定し、例えば「その組織及び規模に応じて学生に対する教育及び研究に支障のないよう必要な施設を備える」といった機能に着目した一般的な規定として見直す。<設置基準改正>

○運動場、体育館等のスポーツ施設やその他の厚生補導施設については、例えば「学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ運動場等を設ける」など、各大学の実情や必要性に応じて整備を行うべき施設とするように規定に改める。<設置基準改正>

(※) 施設の共有等についても教育研究上支障のない範囲で認めることを明確化。

(2) 認証評価制度

(認証評価の性質)

認証評価については、大学が自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行うとともに、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関による評価を定期的に受けることで、評価結果を踏まえて自ら改善を図ることを促す仕組みとして平成16年度より制度化された。

認証評価機関は、文部科学大臣が定める細目を参照しつつそれが大学評価基準を策定し、大学からの求めに応じて各認証評価機関の基準に適合しているか否かを評価する。制度創設当時の参議院における附帯決議においても「認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性ある評価を確保するとともに、全ての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるように努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと」とされており、その趣旨に基づく制度運営がなされてきている。

大学全体を対象とする機関別の評価については7年以内ごとに、専門職大学・専門職大学院の課程を対象とする分野別評価については5年以内ごとに大学に受審義務があり、機関別評価については現在、7年に一度の評価の3回目となる第3サイクルの評価が実施されている。第3サイクルからは「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）」を重点的に評価するとともに、不適合となった場合には文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとされるなど制度の充実が図られてきており、認証評価制度は、国際通用性のある質保証の枠組みとして、質保証システムにおける事後チェックの中核という役割を担っている。

(認証評価の見直しの背景)

しかしながら、認証評価については、内部質保証が真に有効に機能しているか否か、また、大学の教育研究活動の状況（学修の質や水準、研究環境整備等）が十分に評価できていないのではないかとの指摘がある。また、認証評価機関によって評価結果や評価水準の違いが存在するのではないかという指摘もあり、国際通用性のある仕組みとして認証評価機関そのものの信頼性の向上が求められている。

評価結果についても、現状、各認証評価機関のホームページに結果が公表されるとともに、認証評価機関連絡協議会のホームページにおいても当該結果

が掲載されているが、そもそも認証評価制度について社会的に十分認知されておらず、またホームページにおける結果の公表も必ずしも社会が利用しやすい形になっていないのではないかと指摘されている。

加えて、機関別と分野別のサイクルが異なるなど評価に伴う大学の負担が増加しているのではないかという指摘もある。欧州では、学位プログラム毎の分野別評価が先に行われており、大学の負担を軽減する観点から、内部質保証の取組が機能している大学については機関別評価を実施するという形で制度が導入されていった。一方、我が国においては、認証評価制度導入時に、機関別評価として制度を導入するとともに、専門職大学院及び専門職大学については、加えて分野別の評価も実施するという枠組みとなっている。こうした制度創設に伴う経緯も踏まえつつ、合理的な制度へと改善・充実していくことが求められている。

特に大学が評価結果に基づき質向上に取り組むことを促す手立てが必要であり、不適合となった大学に対しては評価をより綿密にすることが必要ではないか、といった指摘もなされているところである。

認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくような在り方が望まれる。そのためには、受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている。

(認証評価制度の改善・充実の方向性)

これを踏まえ、認証評価制度については以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

認証評価制度の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価結果により、どう改善されたかを評価し公表する形へと充実する。<通知等>
- 学修成果の把握や評価に関することや研究成果を継続的に生み出すための環境整備や支援の状況に関することについても大学評価基準に追加する。<省令改正>

【客觀性の確保】

- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、認証評価機関

の質保証の更なる充実に資する取組を推進する（例　認証評価機関連絡協議会の機能強化や認証評価機関に関する審査委員会の更なる活用等）。<その他>

【透明性の向上】

- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、各認証評価機関の評価結果を例えれば国等のホームページ等において公表するなど、社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（A C）における指摘事項等も併せて公表することを検討する。

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 認証評価で内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とする。<通知等>
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。<通知等>
- 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方を検討する。

【厳格性の担保】

- 不適合の大学については受審期間を短縮化（例：3年）する。<政令改正>

(3) 情報公表

(情報公表制度の性質)

大学において教育研究活動等の状況を公表していくことは、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、社会に対して説明責任を果たしていく上で重要であるとともに、積極的な情報公表を基盤とする社会とのコミュニケーションを通じて各大学の教育研究活動の質を維持・向上させていく上でも重要な取組である。また、こうした営みを通じて社会からの信頼と支援を得ることで、更なる教育研究の質の向上につながるという好循環を生み出すことも期待され、情報公表の徹底は「社会に開かれた質保証」の実現のための極めて重要なものである。

大学における情報公表制度は平成11年に当時の大学設置基準に、大学が「教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する」旨の規定が設けられたのが始まりである。その後、平成19年に学校教育法において教育研究活動の状況を公表することが義務付けられ、平成23年に学校教育法施行規則において具体的に各大学が公表すべき教育研究活動等の状況についての情報が規定され、以降、認証評価においても情報公表の取組状況を評価することとされた。さらには、「教学マネジメント指針」(令和2年1月中央教育審議会大学分科会)においても、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として意義があると考えられる情報について、公表の意義、公表することが考えられる内容、情報収集等の方法の考え方が整理された。こうした関連規定の整備等に基づき、各大学で情報公表の取組が進展しつつある。

また、国内外への情報発信、教育情報の活用による大学活動状況の把握・分析及び各大学の情報提供の負担軽減を目的として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的プラットフォームとして平成27年3月より「大学ポートレート」が運用されている。大学ポートレートについては令和3年8月現在1,056校(国内の大学の95.3%)が参加しており、その運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、関係団体、有識者等からなる「大学ポートレート運営会議」で決定され、大学コミュニティによる自律的な運営が行われている。

(情報公表制度の見直しの背景)

情報公表については上述のような各種の仕組みの充実と各大学の取組によって進んできているものの、現在、法令上公表が義務化されている項目では、学生が実際にどのような知識や能力を修得し、大学が実際にどのような教育成果を上げたかなどの成果の確認ができないという指摘がある。実際、文部科

学省の調査¹³によると、学生の学びの質と水準に大きく関わる項目について、大学による取組状況に差が見られるところである。

この点については、入学前の情報提供が不十分で入学後に学生が失望するというミスマッチの問題なども指摘されている。学修者本位の観点からは、大学における情報公表においても、学生の学びの質と水準に関わる事項について、実際に学生が学ぶこととなる学位プログラム単位で公表していくことが必要であろう。

また、社会から広く有形無形の様々な支援を受けている大学は、社会の公器として、各種法令への適合性等について、認証評価等の外部からの評価を待つことなく、自ら積極的に情報公表していくことが求められる。それにより認証評価機関も、法令適合性等に係る外形的な評価を簡素化し、具体的な教育研究の改善に係る取組を重点的に評価することが可能になるものと考えられる。

大学ポートレートについては、国公立版については大学改革支援・学位授与機構が、私学版については日本私立学校振興・共済事業団がそれぞれ運営を担っているが、情報を提供するプラットフォームが異なるために、例えば取得可能な資格から大学検索する際に、国公立と私立を別々に検索し直す必要があるなど、必要な情報を容易に入手できないといった課題や、学生の学修成果や学位プログラム単位の教育成果、認証評価結果など、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されている。社会の関心が学生の学修成果や学位プログラムの教育成果に向けられることのないまま、偏差値や就職実績に関するランキング等によって一面的に判断される傾向にあることは長年の課題であるが、その背景には、入学希望者や高校関係者をはじめとした大学に関する情報を求める人々にとって、有益な情報が分かりやすい形で提供されていない状況にあることは否めない。

なお、大学に関する情報を多様な観点から比較分析が可能な形で共通のプラットフォームを通じて提供することは、認証評価など質保証におけるデータ提供の手続きに関わるコストを大幅に削減し、各大学が教学マネジメントを確立し、学修者本位の教育というミッションを達成するための教学 I R (Institutional Research)において、それぞれの「強み」と「特色」の分析

¹³ 「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について」では、大学による情報公表について、「卒業生の就職率」(89.0%)、「卒業生の主な就職先」(89.9%)、「入学者選抜の状況」(82.7%)、「シラバスの内容」(96.5%) 等は多くの大学で公表されている一方で、「単位の取得状況」(10.6%)、「学生の学修時間」(33.6%)、「大学の教育研究活動に関する学生の満足度」(31.0%)、「教員一人当たりの学生数」(60.8%) 等と、各大学によって取組状況に差が見られている。

やベンチマークを行う上でも有意義であると考えられる。また、全国学生調査¹⁴については、本格実施では、大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、調査結果の見方等と併せて結果に関する各大学の取組を記載することにより、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行うこととされている。どのように公表を進めるかは、試行調査の結果も踏まえた検討が必要となるが、学生目線からの学修成果等に関する情報の公表は、「社会に開かれた質保証」を実現する上でも重要な取組である。

(情報公表制度の改善・充実の方向性)

これを踏まえ、情報公表に係る仕組みについては以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

現時点での情報公表制度に関する改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教學マネジメント指針」において
 - (1)「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例
- のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行う方向で検討。<通知等>
- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、各認証評価機関の評価結果を例えば国等のホームページ等において公表するなど、社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（A C）における指摘事項等も併せて公表することを検討する。（再掲）
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。<通知等>（再掲）

¹⁴ 「全国学生調査」は、学生の学びの実態を把握することにより、①各大学の教育改善に活かすこと、②我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること、③今後の国における政策立案に際しての基礎資料として活用すること、④学生一人一人にとってこれまでの学びを振り返ることで今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことや、卒業後の社会における自らの姿を考える上で一つの契機としてもらうことを目的に、国が大学等の協力を得て、全国の大学生等を対象に実施する調査。令和4年度までの間試行調査を実施し、その後、本格実施とすることを予定している。

○上記の情報について、より効果的・効率的に情報を利用者に届ける観点等から、「大学ポートレート」に分かりやすく掲載することを基本とするとともに、教学 I R に生かす観点から、立地や分野等が共通する大学との間で比較（ベンチマークの提示）ができるよう改善する方向で検討。

＜その他＞

○大学における教育研究の質保証に資する情報公表について、どのような項目がどのような手法で公表されていることを担保することが適當か引き続き検討する（例 学校教育法施行規則、教学マネジメント指針、認証評価等）。

※例えば「教員一人あたりの学生数」の算定の際には Full Time Equivalent 換算¹⁵で公表することも有益ではないか。また学生や受験生、社会への説明責任という意味では「授業の方法や内容・授業計画」に関する情報として、面接・遠隔で設定している授業科目の数や割合を公表することも有益ではないか。

¹⁵ フルタイム当量として、パートタイムの職員の仕事がフルタイム勤務の仕事に換算して何人分にあたるかを表すもの。

(4) その他の重要な論点

(1)から(3)までは質保証システムを構成する「大学設置基準・設置認可審査」「認証評価」「情報公表」について、現状の課題とともに改善・充実の方向性を整理してきた。一方で、大学関係者等から寄せられる質保証システムに係る様々な弾力化の要請等については、現行の制度下において対応可能なものも少なからず含まれている。

例えば、遠隔授業については、現行制度において、卒業に必要な124単位のうち、面接授業で実施することが必要な64単位分についても、授業時数の半分未満であれば遠隔授業で実施可能なことが通知されており、制度上は大学の運用で相当程度まで遠隔授業の活用が可能である。また、時代の要請に対応した新しい学位プログラムを実施するために大学設置基準の弾力化や設置認可審査の柔軟化を求める声もあるが、大学が既に授与している学位の種類及び分野を変更しない範囲での新たな学部や学科などの設置、学位プログラムの開設については、認可ではなく届出による設置が可能であることから、大学自らの判断により柔軟に対応することが可能である。また、大学設置基準には学部等連係課程制度をはじめ様々な教育課程上の柔軟な取り扱いを可能とする仕組みも既に設けられている。こうした現行の枠組みで実施可能な事項について、大学関係者に必ずしも十分に浸透していないケースが見られる。そこで、国においては、こうした現行制度の解釈や運用等について、社会一般、大学関係者等に対してわかりやすい形で改めて整理を行い、適切に周知等を図ることが求められる。

加えて、現行制度のより効果的な運用を促すことも、高等教育の質保証における重要な課題である。特に遠隔授業に関しては、新型コロナウイルス感染症という緊急事態への対処として急速に取組が拡がったものであり、多くの大学において、試行錯誤をしながら改善を図っていく段階にある。そこで、大学における様々な取組の検証や技術の進展の状況等も踏まえつつ、遠隔教育の質保証、面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の確立に向けたガイドラインの策定等が望まれる。

また、経常費の配分や設置認可審査の際の基準に適用される厳格な入学定員管理によって、大学内での学部学科の再編が円滑に行いにくい、過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため一部の受験生が不安定な状況に置かれている、といった指摘もある。大学による新たな取組を促す観点からも、定員管理の運用について、定員管理が必要な教育環境を担保するための仕組みであることに留意をしつつ、一定程度弾力化していくことも必要であろう。

さらに、大学が各質保証システムの特性を理解しつつ教育研究の質向上に取

り組む上で、事務職員の資質・能力の向上やハイブリッド型教育を含む授業改善が重要である。近年、教育研究支援、学生生活支援における職員スタッフの重要性の認識が高まり、「教職協働」の旗印の下、SD（スタッフ・ディベロップメント）の取組が進められてきているが、「学修者本位の大学教育の実現」と「社会に開かれた質保証」の実現により、大学が社会変革の駆動力となつて行くためには、大学の経営面や教育研究活動を支える大学運営の専門職である事務職員が果たす役割は極めて大きい。また、各大学で取組が行われているFD（ファカルティ・ディベロップメント）についても、これまでの遠隔授業等の実践を通じて得られた知見を学内外で広く共有すること等がより一層重要なとなる。

このような観点から取り組むべき事項としては以下のものが挙げられる。

現時点でのその他事項に関する改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

○急速に広がった遠隔授業については、時間的・空間的な制約が緩和される一方で、質問等双方向のやり取りの機会が少ない、学生間の議論等による理解の深化が難しい等の学生の声も明らかになっていることから、授業の質保証及び新たな取組の促進の観点から一定のガイドラインを策定する。<通知等>

○質保証の観点を踏まえた今後の遠隔教育のあり方について、私立大学通信教育協会のガイドライン等、団体や大学における質保証のための取組状況や、通学制における新型コロナウイルス感染拡大下での特例的な取扱いを活用した様々な創意工夫、技術の進展の状況等も参考しつつ引き続き検討を行う。<その他>

※学修者本位の観点から、大学教育における学生の関わり方について工夫が必要。

(学生参加の例)

- ・学生による授業アンケート結果を組織的に検討し、授業内容に反映する機会を設定
- ・学生企画型もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設

※各大学での学修時間の把握などを通じた学修の実質化に向けた取組を促進する方策についても検討が必要。

○各大学での創意工夫はもとより、大学団体や大学間で共同実施されているSD（スタッフ・ディベロップメント）・FD（ファカルティ・ディベロップメント）の取組等を把握・周知することで、SD・FDの改善・充実を促進する。<通知等>

【客観性の確保】

- 大学や他の機関、自治体等が有する施設等の共有について、学生や教員が使用希望する際に利用を可能とする、長期に渡り使用できるよう契約を行う等、教育研究上支障がないことを前提とした上で、施設等の共有が可能であることをわかりやすく周知する。<通知等>

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、組織の改組や融合領域の創設含め、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能であることを周知する。<通知等>

※大学の総収容定員の増を伴わない場合。また、学科以上の組織設置などに関して届出が必要。

- 基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取扱いについて、大学設置基準が収容定員を基に管理していることと合わせ、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める。<その他>

※定員管理の単位は、大学における教育環境の確保の観点から、引き続き学部・学科を単位とする。

おわりに

本審議まとめが提言した質保証システムの改善・充実は、全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる大学教育を実現するためのものであり、国においては、本審議まとめを踏まえて、質保証システムの改善・充実を着実に実施していくことが求められる。

その際、質保証システムの意義や今般の改善・充実により目指すべき姿等について、あらためて大学や認証評価機関等の関係者に対して丁寧な説明を行い、その理解と協力を得て進めていくことができるよう留意することが必要である。

また、本審議まとめにおいては、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準の特例制度を設け、取組の効果検証を行うことを提案しているが、国においては、特例制度の下での取組に限らず、今般の質保証システムの改善・充実の取組が大学の教育研究等に対して、どのような影響をもたらしているのかについて、適切な評価・検証を行うことが求められる。具体的には、例えば、高等教育をめぐる国際的な動向に留意しつつ、ICT の普及・進展状況を踏まえて更に見直すべき基準等はないか、専任教員に係る規定の見直しが教員の働き

方や大学の研究体制等にどのような影響を及ぼしているのか、認証評価の見直しが大学の受審負担の軽減や教育研究活動の改善につながっているのかなどについて、データやエビデンスを基づいた分析や評価・検証を行い、質保証システムの不断の改善・充実に努めていくことが求められる。

更には、こうした高等教育の質保証に関する取組を実質化していくためには、大学自身が学生や社会の声を受け止めながら自己の教育活動を振り返り、学修者本位の観点から不斷に改善・充実していくことが求められる。国や大学はこれらの取組について、産業界や地域社会をはじめとした社会に対しても積極的に情報発信を行い、我が国の高等教育が目指すべき姿について社会的コンセンサスを得ていく努力を期待したい。